

住民監査請求における監査委員の勧告に基づき知事が講じた措置について

- 1 措置年月日（納付年月日） 平成11年9月22日
- 2 知事から監査委員に対する措置結果の通知日 平成11年9月28日
- 3 措置内容
都が被った損害額17,421円に、支払日の翌日から損害補てんの日までの年5分の割合による利子相当額539円を加え、合計17,960円を補てんした。
- 4 請求人への通知年月日 平成11年9月29日
- 5 関係法令 【地方自治法第242条第7項】
「監査委員の勧告があったときは、当該勧告を受けた長、職員等は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない」

<参 考>

件 名	清掃事務所等における組合事務室の使用に関し光熱水費等の徴収を怠ることを違法・不当として損害の補てんを求める件
請求人	清瀬市 高橋 武男 世田谷区 後藤 雄一 港区 秋元 幸久 渋谷区 水原 利朗
監査結果の通知	平成11年9月3日
勧告内容	【知事に対する勧告】 地方自治法第242条第3項に基づき、知事に対し、平成11年9月30日までに、都が被った次の損害額等を確定し、また、これを補てんするため必要な措置を講ずることを勧告する。 (1) 損害額 本件請求のあった日から過去一年をさかのぼった日以降について、都が負担した本件（石神井清掃事務所内）作業室における電気料相当額 (2) 上記（1）の金額に関し、都が行った支出について、支出日の翌日から損害補てんの日までの年5分の割合による利子相当額

連絡先	監査事務局総務課
(内線)	55-512 ,55-529
(直通)	5320-7016